

ガイドンス・ 神武天皇の登場

1、『日本書紀』の成立に至る経緯

(1)概要

日本最古の正史。全30巻。舎人親王(天武天皇の皇子)らの撰で養老4年(720年)に完成。神代から第41代持統天皇の時代までを扱う。

『続日本紀』・・・「一品の舎人親王は、勅を受けて日本紀の編纂に従っていたが、このたびそれが完成し、紀三十巻と系図一卷を奏上した」

(2)『日本書紀』成立以前の動向

①聖徳太子らによる『天皇記』『国記』の編纂

推古天皇28(620)年聖徳太子や蘇我馬子が『天皇記』と『国記』を編纂。

『日本書紀』・・・「是歳皇太子(聖徳太子)、島大臣(蘇我馬子)共議之録『天皇記』及『国記』臣連伴造国造百八十部并公民等本記」

②『天皇記』の焼失

中大兄皇子(天智天皇)は中臣鎌足らと蘇我入鹿を暗殺したが、憤慨した蘇我蝦夷は邸宅に火をかけ自害した。この時に朝廷の歴史書を保管していた書庫も炎上し、『天皇記』など数多くの歴史書が失われた。「国記」のみは焼け残ったものが中大兄皇子(天智天皇)に献上されたという。

(3)天武天皇による国史編纂命令

①天武10(681)年3月17日、国史編纂の詔勅が下された。

②『日本書紀』

「川嶋皇子(天智天皇の第二皇子)・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大絹下上毛野君三千・小絹中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、『帝紀(すめらみことのみ)』及び『上古の諸事(もろもろのこと)』を記し定めたまふ。大嶋・子首、親(みづか)ら筆を執りて、以て録す」

○当初編さん委員

NO	編さん委員	出自	備考
1	川嶋皇子	天智天皇の皇子	
2	忍壁皇子	天武天皇の皇子	
3	広瀬王	敏達天皇—春日皇子—広瀬王	
4	竹田王	敏達天皇の皇子	
5	桑田王	天武天皇—高市皇子—長屋王—桑田王?	
6	三野王	美濃(岐阜県)	

		敏達天皇—○—栗隈(くりくま)王—三野王	
7	大絹下・上毛野君三千	上毛野(群馬県) 崇神天皇—豊城入彦命・・上毛野君三	
8	小絹中・忌部連首	忌部氏	
9	小錦下・阿曇連稻敷	阿曇氏	
10	難波連大形	難波(大阪)・大彦命の末裔氏族	
11	大山上・中臣連大嶋	中臣氏・天御中主神・天兒屋根命系の氏族	執筆者
12	大山下・平群臣子首	平群氏・武内宿禰系の氏族	執筆者

(天智三年・冠位 26 階)

①大織(だいしよく)②小織③大縫(だいほう)④小縫⑤大紫(だいし)⑥小紫
 ⑦大錦上(だいきんじょう)⑧大錦中⑨大錦下⑩小錦上(だいきんじょう)
 ⑪小錦中⑫小錦下⑬大山上(だいせんじょう)⑭大山中⑮大山下
 ⑯小山上(しょうざんじょう)⑰小山中⑱小山下⑲大乙上(だいおつじょう)
 ⑳大乙中大乙下小乙上(しょうおつじょう)小乙中小乙下大建小建

(4) 持統天皇による「基記」提出命令

①持統 5 年(691)年 8 月 13 日、大三輪など 18 氏に対して「基記」の提出を求める。

○「日本書紀」

「十八の氏、大三輪、雀部(ささきべ)、石上(いそのかみ)、藤原、石川、巨勢(こせ)、膳部(かしはで)、春日、上毛野(かみつつけの)、大伴、紀伊、平群、羽田、阿倍(あへ)、佐伯(さへき)、采女、穗積、阿曇に詔して、その祖等(おやども)基記(おくつきのふみ)を上進(たてまつ)らしむ」

○基記の提出を求められた氏族

NO	基記提出氏族	出自	備考
1	大三輪	大神神社を祭る出雲系	
2	雀部(ささきべ)	武内宿禰系	
3	石上(いそのかみ)	石上神社を祭る物部系	
4	藤原	中臣氏・天御中主神・天兒屋根命系	
5	石川	武内宿禰系	
6	巨勢(こせ)	武内宿禰系	

7	膳部(かしはでべ)	大彦命系	
8	春日	孝昭天皇の末裔	
9	上毛野(かみつけの)	崇神天皇の子の豊城入日子命の末裔 群馬県を拠点	
10	大伴	天忍日命の末裔	
11	紀伊	武内宿禰系	
12	平群	武内宿禰系	
13	羽田	武内宿禰系	
14	阿倍(あへ)	大彦命系	
15	佐伯(さへき)	大伴氏系	
16	采女	物部氏系	
17	穂積	物部氏系	
18	阿曇	海人族・ワタツミ三神系	

(5)追加編さん委員の任命

○『続日本紀』和銅7年(714)2月の条

「紀朝臣清人(きのあそみきよひと)と三宅臣藤麻呂(みやけのおみふじまろ)に国史を撰ばしむ」

○追加編さん委員

NO	追加編さん委員	出自	備考
1	紀朝臣清人(? ~ 753) (きのあそみきよひと)	武内宿禰系 学者。名は清人とも記される。従五位下・紀国益の子。官位は従四位下・武蔵守	
2	三宅臣藤麻呂 (みやけのおみふじまろ)	経歴不明。奈良時代の官吏。名は勝麻呂ともいう。	

(6)『日本書紀』の撰上

○『続日本紀』の養老4(720)年5月の条

「これより先、一品舍人親王、勅を奉りて、日本紀を修めたまふ。ここに至りて功成り、紀三十巻・系圖一卷を撰上したまふ。」

NO	奏上者	出 自	備 考
1	一品 舍人親王(676～735)	天武天皇の第3皇子、母は天智天皇の娘の新田部皇女。刑部親王の死後は、新田部親王とともに皇室の長老として重んじられ、養老2(718)年一品。『日本書紀』を奏上し、この年藤原不比等没後、知太政官事に就任。死に際し太政大臣を贈られた。子の大炊王が淳仁天皇となったので、崇道尽敬皇帝の称が追号された。歌人としても知られ、『万葉集』に短歌3首入集。	

2、『日本書紀』の分析

(1)京都産業大学教授の森博達氏による「言語学的分析」

①α群・・・正調漢文で書かれた巻(森博達氏は巻14から巻19は中国系帰化人の統守言、巻14から巻19までは同じく中国系帰化人の薩弘格が書いたと推定)

②β群・・・倭習漢文で書かれた巻(日本の学者の山田史御方が書いたと推定し、そのうち第30巻は紀朝臣清人が書いたと推定)

※ただし、『日本書紀』には「大嶋・子首、親(みづか)ら筆を執りて、以て録す」と記され、中臣連大嶋と平群臣子首が書いたとされている。

(2)暦の分析

①元嘉暦と儀鳳暦

元嘉暦が古く、儀鳳暦が新しいにもかかわらず、『日本書紀』は、新しい儀鳳暦を古い時代に、古い元嘉暦を新しい時代に採用している。

400年		500年		600年		700年	
		年七月の記事 福智山鉄刻銘文に辛亥年(四七二)	欽明十五年(五五四)白濱から 暦博士・國徳王保孫来日	推古十年(六〇二)百濟の僧觀 勒、曆本をもたらす		文武元年(六九七) 持統六年(六九二)画曆併用	『日本書紀』成立(七二〇年)
399年	456年	元嘉曆と一致(儀鳳曆とはあわない)				画曆併用	儀鳳曆(定朔)使用
儀鳳曆(平朔) と一致							
						665年	唐で麟德曆(儀鳳曆)使用 →
						445年	宋で元嘉曆使用 →

図5 日本古代における元嘉曆・儀鳳曆の使用状況

(3) 「言語学的分析」と「曆の分析」との一致

表1 日本書紀の巻と分類

巻	頁数	紀	群	暦	巻	頁数	紀	群	暦
一	49	神代 上	β	儀鳳	十六	7	武烈	α	元嘉
二	44	神代 下	β	儀鳳	十七	23	磐井	α	元嘉
三	23	神武	β	儀鳳	十八	10	安閑・宣化	α	元嘉
四	16	綏靖～開化	β	儀鳳	十九	50	欽明	α	元嘉
五	15	崇神	β	儀鳳	二十	16	敏達	α	元嘉
六	19	垂仁	β	儀鳳	二十一	14	用明・崇峻	α	元嘉
七	30	景行・成務	β	儀鳳	二十二	34	推古	β	元嘉
八	7	仲哀	β	儀鳳	二十三	15	舒明	β	元嘉
九	24	神功	β	儀鳳	二十四	23	皇極	α	元嘉
十	16	応神	β	儀鳳	二十五	42	孝德	α	元嘉
十一	28	仁徳	β	儀鳳	二十六	18	斉明	α	元嘉
十二	11	履中・反正	β	儀鳳	二十七	23	天智	α	元嘉
十三	20	元徳	β	儀鳳	二十八	20	天武 上	β	元嘉
十四	35	安寧	β	元嘉	二十九	57	天武 下	β	元嘉
十五	23	雄略	α	元嘉	三十	38	持統	-	元嘉
		清寧・顯宗・仁顕	α	元嘉					儀鳳

※元嘉暦が古く、儀鳳暦が新しいにもかかわらず、『日本書紀』は、新しい儀鳳暦を古い時代に、古い元嘉暦を新しい時代に採用している。

3、戦後の歴史観

(1)古代天皇の否定・抹殺

①太平洋戦争の終結

わが国は米軍を主力とする連合軍の占領下に置かれ、天皇の絶対的権威と戦前・戦中の歴史教育のいっさいが否定された。

②新しい憲法の制定→民主国家への道

恒久的平和を謳った新しい憲法もアメリカ主導で制定され、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴として存続するものとされた。

③『古事記』『日本書紀』神話の追放

日本の神話についても、天皇の支配者としての地位を正当化するために大和朝廷の役人が机上でつくりあげたものであるとされ、『古事記』『日本書紀』は教科書から追放されてしまった。

④戦後史学

唯物史観史学や『モノ』に語らしめる考古学の研究が盛んになり、天皇の権威と記紀神話が徹底的に否定され、記紀神話を虚構とみる説は、現在では

すでに戦後教育を受けた人々のほぼ常識となっている。

⑤ 古代天皇の否定・抹殺

このような風潮のなかで、初代神武天皇はもちろん、多くの古代天皇の実在が否定され、「高天原論争」や「高千穂論争」など、戦前大いに議論されていた問題も無意味なものとなされ、神功皇后についても、想像上の人物であるとする説が学界の多数説を占めるようになった。

⑥ タブーとしての神武東遷

戦後の学界では記紀を持ち出すことすらはばかれるようになり、「邪馬台国東遷説」は「神武東遷の亡霊」として、現在でも忌み嫌われている。

(4) 安本美典氏の画期的な「統計的年代論」

① 古代天皇実在説

「統計的年代論」によって古代天皇の平均在位年数は約 10 年とする。

② 天照大神 = 卑弥呼とする。

③ 「神武天皇東遷」記事の重要性を指摘——九州の勢力が近畿に東遷した。

④ 「日本書紀」の年代と「統計的年代論」

代	天皇名	『日本書紀』の在位年代	「統計的年代論」
	天照大神		卑弥呼 239 年前後活躍
	万幡豊秋津師比売命		台与 266 年西晋へ使者
	ニニギノミコト		
	山幸彦		
	ウガヤフキアエズ		
1	神武天皇(127 歳)	前 660 ~ 前 582(78 年)	278 ~ 298(20 年)
2	綏靖天皇(84 歳)	前 581 ~ 前 549(32 年)	298 ~ 302(4 年)
3	安寧天皇(57 歳)	前 548 ~ 前 511(37 年)	302 ~ 307(5 年)
4	懿德天皇(77 歳)	前 510 ~ 前 477(33 年)	307 ~ 310(3 年)
5	孝昭天皇(113 歳)	前 475 ~ 前 393(82 年)	310 ~ 317(7 年)
6	孝安天皇(137 歳)	前 392 ~ 前 291(101 年)	317 ~ 324(7 年)
7	孝靈天皇(128 歳)	前 290 ~ 前 215(75 年)	324 ~ 332(8 年)
8	孝元天皇(116 歳)	前 214 ~ 前 185(29 年)	332 ~ 338(6 年)
9	開化天皇(111 歳)	前 158 ~ 前 98(60 年)	338 ~ 342(4 年)
1	崇神天皇(120 歳)	前 97 ~ 前 30(67 年)	342 ~ 357(15 年)

0			
1 1	垂仁天皇(140 歳)	前 29 ~ 後 70(99 年)	357 ~ 370(13 年)
1 2	景行天皇(106 歳)	71 ~ 130(59 年)	370 ~ 386(16 年)
1 3	成務天皇(107 歳)	131 ~ 191(60 年)	386 ~ 390(4 年)
1 4	仲哀天皇(52 歳)	192 ~ 200(8 年)	390 ~ 395(5 年)
	神功皇后(100 歳)	201 ~ 269(摂政) (68 年)	390 ~ 410(20 年)
1 5	応神天皇(110 歳)	270 ~ 312(42 年)	410 ~ 425(15 年)
1 6	仁徳天皇(110 歳)	313 ~ 399(86 年)	425 ~ 438(13 年)
1 7	履中天皇(70 歳)	400 ~ 405(5 年)	438 ~ 440(2 年)
1 8	反正天皇(59 歳)	406 ~ 410(4 年)	440 ~ 442(2 年)
1 9	允恭天皇(81 歳)	412 ~ 453(41 年)	442 ~ 460(18 年)
2 0	安康天皇(56 歳)	454 ~ 456(2 年)	460 ~ 462(2 年)
2 1	雄略天皇(62 歳)	457 ~ 479(22 年)	462 ~ 480(18 年)
2 2	清寧天皇(41 歳)	480 ~ 484(4 年)	480 ~ 484(4 年)

4、『日本紀講筈（にほんぎこうえん）』

(1)国家的行事として開催

平安時代前期に国史である『日本書紀』の講義・研究を行った宮中行事の一つ。

(2)『日本書紀』編さんの翌年から約 30 年ごとに開催

721 年（養老 5 年）～965 年（康保 2）まで計 7 回開催された。

(3)当代一流の学者が講義

歴史に通じた学者が博士・都講・尚復などに任命されて、数年かけて全 30 巻の講義を行った。尚復を務めた者が次の博士・都講を務めるのが慣例であった。

(4)出席者

太政大臣以下の公卿や官人が出席して熱心な講義・意見交換が行われた。

元慶以後は、全日程が終了した後に大規模な饗宴が催され、公卿らを中心に『日本書紀』にちなんだ和歌（「日本紀竟宴和歌」）を詠み、大歌御琴師がそれに合わせて和琴を奏で、博士以下に恩賞を授けた。

(5)『日本書紀』の解説書

博士らはテキストとして『日本紀私記』を作成した。

現在甲・乙・丙・丁の四種の私記が残されている。水戸の彰考館に伝えられたもので、「彰考館本」と呼ばれる。甲本は『弘仁私記』、丁本は『六人部氏本』とも呼ばれる。甲本は弘仁、丁本は承平のテキストと考えられているが、それ以上のことは詳らかでない。

回	開催時期	日本紀私記	博士	備 考
1	721 年（養老 5）			
2	812 年（弘仁 3）	甲本 『弘仁私記』	刑部少輔従五位下 多朝臣(仁)長	
3	843 年（承和 10）		散位 菅野朝臣高年(享平)	
4	878 年（元慶 2）		伊予介 善淵朝臣愛成	
5	904 年（延喜 4）		従五位下・大学頭 藤原朝臣春海	
6	936 年（承平 6）	丁本 『六人部氏本』	従五位下・紀伊権介 矢田部宿禰公望	『公望私記』の一部が『新日本紀』『和名抄』などに引用
7	965 年（康保 2）		摂津守 橘朝臣仲遠	

5、初代神武天皇の即位

(1)辛酉の歳（神武天皇元年・紀元前 660 年）1 月 1 日

磐余彦(いわれひこ)は橿原宮(奈良県)で即位し、始馭天下之天皇(はつくに・しらす・すめらみこと)と称した。

(2)建国記念日

①太陽暦の採用

明治6年(1873年)1月1日から太陽暦(グレゴリオ暦)が暦として採用された。

②紀元節

「辛酉の歳(紀元前660年)の1月1日」について、太陽暦導入に際し、当時の文部省天文局が算定し、2月11日とし、「紀元節」とされた。

③建国記念日

現在、2月11日は建国記念日として日本国の祝日とされている。

6、神武東遷の年代について

(1)『日本書紀』による大和朝廷成立年代

神武天皇が大和朝廷を樹立したのは、西暦紀元前660年とされている。

(2)『魏志倭人伝』による邪馬台国の時代

『魏志倭人伝』に登場する卑弥呼は、2世紀の終わりから3世紀にかけての人物である。

(3)『日本書紀』の年代では邪馬台国東遷説が成立する余地なし

卑弥呼の時代には、すでに日本を統一する勢力としての大和朝廷が存在していたことになり、邪馬台国東遷説は議論の対象にもなりえない。

邪馬台国＝大和であるとすれば、卑弥呼は大和朝廷に関係ある人物ということになり、邪馬台国＝九州とすれば、卑弥呼は大和朝廷と全く関係のない人物ということになる。

7、邪馬台国東遷説

(1)大和朝廷の成立は4世紀の後半

明治時代に入り、考古学的成果が現れてくると、大和朝廷が日本を統一したのは、4世紀の後半とみるのが妥当であるとする見方が強くなってきた。

(2)邪馬台国は大和朝廷の先行勢力

すなわち、邪馬台国の女王・卑弥呼の時代は、大和朝廷が日本を統一する以前であり、九州の邪馬台国勢力が近畿に東遷して大和朝廷を樹立したとする「邪馬台国東遷説」が成立する余地が生じた。

①白鳥庫吉

明治43年(1910)に発表した『倭女王卑弥呼考』の中で、倭人伝に書かれた倭国と記紀による高天原が「その状態の酷似すること何人も否認するにあ

たうべからず」と指摘し、『古事記』や『日本書紀』に見られる高天原の状況は、卑弥呼の時代の社会状態の反映と見ることができるとした。なお、白鳥庫吉は邪馬台国九州説のうち「筑後山門説」であった。

② 和辻哲郎

和辻哲郎は、『日本古代文化』（1920年）の中で、「記紀の材料となった古い記録は、大和朝廷を正当化するために作られたものであるが、これは著者が想像したものではなく、古い伝説が多くの人々の想像力により、漸次形を為したものである。大和朝廷に都合の良いように創られてはいるが、物語の中核までは変えていない」と説き、『日本書紀』や『古事記』の高天原伝説は九州における社会状態を背景に生まれたものであるとした。

③ 和田 清

1956年に刊行された『東洋史上より観たる古代の日本』の中で、「卑弥呼の国が東征して大和朝廷のもとを開いたのであると思います」と述べている。また、卑弥呼と天照大神の同一性も明言している。

④ 榎 一雄

1960年に刊行された『邪馬台国』の中で、「皇室の日向起源説は捏造されたものではなく、実際に皇室が九州に発祥している事実を反映している」と述べている。

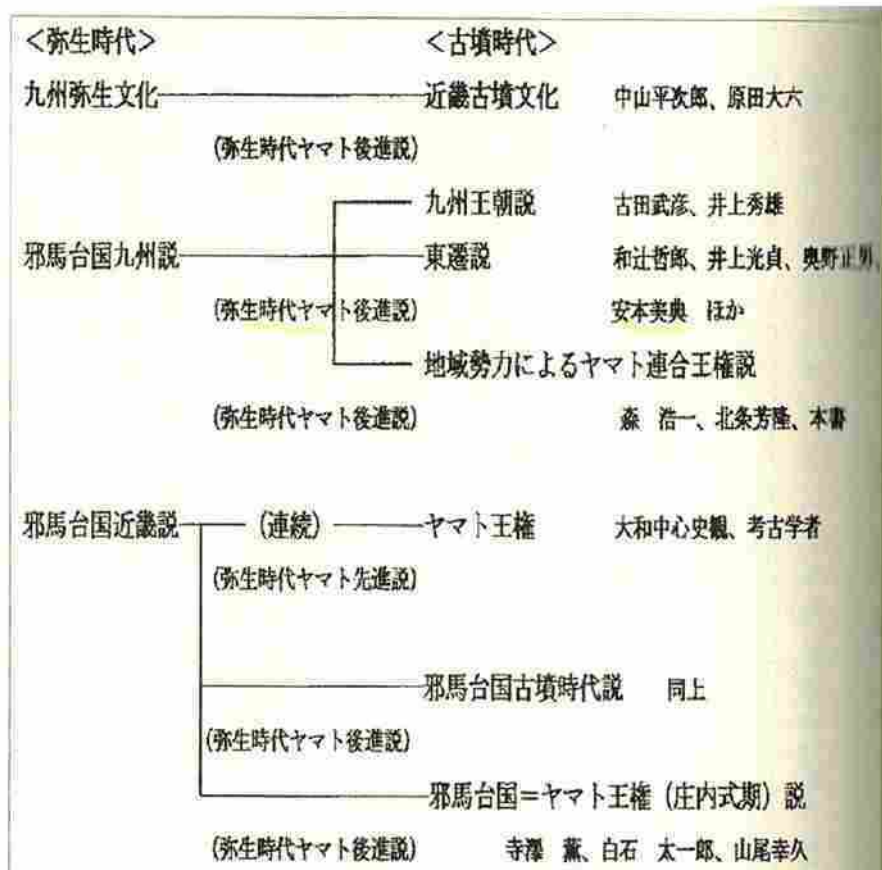
⑤ 井上光貞

1960年に刊行された『日本の歴史Ⅰ～神話から歴史へ～』の中で、邪馬台国の東遷が最も自然な解釈であると述べている。

⑥ 安本美典

福岡県朝倉地方と奈良盆地の地名の共通性。記紀において大きく引き伸ばされている初期の天皇の在位期間を妥当なものに直すことにより、天照大神の時代と卑弥呼の時代を同時代とすることなどを中心に、「邪馬台国東遷説」を論じている。

7、九州説と近畿説



8、『新唐書』日本伝が伝える神武東遷

(1) 中国唐代の正史。北宋の歐陽脩らが編纂。嘉祐6年(1060年)成立

(2) 『魏志倭人伝』など中国側の過去の情報と遣隋使・遣唐使の情報を統合
 遣隋使・・・600年(推古8年)～618年(推古26年)の18年間に6回派遣
 遣唐使・・・630年(舒明2年)～894年(寛平6)までの264年間に13回派遣

(3) 『新唐書』日本伝から読み取れること

① 日本のルーツは、「古の倭の奴」という認識⇒博多湾岸・那珂川流域

- ② 初代の王は「天御中主(あめのみなかぬし)」という認識
 ③ 九州の「筑紫城」を拠点としていたという認識
 ④ 神武天皇が九州から「大和州に徙(うつ)した」という認識

日本は、古の倭の奴也。京師を去ること(一)万四千里にして、新羅の東南に直りて海中に在り。島にして居す。「その土地の広さは」東西には五カ月の行にして、南北には三カ月の行なり。

国(の都)には城郭無く、木を聯ねて柵落と為し、草を以て屋を茨く。左右には小島五十余り「ありて」、皆自ら国と名づけ、而して之に臣附す。本率一人を置き、諸部を檢察せしむ。

其の俗は女多く、男少なし、文字有り、浮屠の法を尚ぶ。其の官には十有二等あり。

其の王の姓は阿毎氏、自ら言う、初主は天御中主と号し、彦瀲に至るまで凡そ三十二世、皆「尊」を以て号と為し、筑紫城に居す。彦瀲の子、神武立ち、更めて天皇を以て号と為し、治を大和州に徙す。

① 神武天皇の時代 280年～290年ごろ(安本氏の統計的年代論による)

- ・神倭伊波礼毘古命(神武天皇)・・鵜草草葺不合尊と玉依毘売の子
- ・神武天皇は天皇家の初代
- ・「神武東遷」——北部九州・東九州勢力の東進と大和朝廷の樹立
- ・近畿式銅鐸や三遠式銅鐸が埋められる。

② 大和朝廷の発展 290年～350年ごろ

- 第2代綏靖天皇・第3代安寧天皇・第4代懿德天皇・第5代孝昭天皇
第6代孝安天皇・第7代孝靈天皇・第8代孝元天皇・第9代開化天皇

(初期大和朝廷の特徴)

- ・上記の天皇は、学界の通説では「欠史八代」とされている。
- ・290年ごろから350年ごろまで、近畿で庄内式土器が造られる(安本)
- ・前方後円墳が発生する。

9、神武天皇聖蹟調査報告【1942(昭和17)・文部省】

(1)皇紀2600年記念事業

1940年(昭和15)+660年=2600年

(2)聖蹟調査報告

総説 一 神武天皇聖蹟調査の趣旨(要約)

昭和十五年(一九四〇)は、皇紀二六〇〇年にあたる。紀元二六〇〇年を奉祝するため、昭和十一年七月に、内閣に、紀元二千六百年祝典事務局が設置され、また、調査審議のために、紀元二千六百年祝典評議委員会が設置された。

この祝典評議委員会では、奉祝記念事業として、

- (1) 橿原神宮境域および畝傍山東北参道の拡張整備。
- (2) 神武天皇の聖蹟の調査保存。
- (3) 御陵参拝道路の改良。
- (4) 日本万国博覧会の開催。
- (5) 国史館(仮称)の建設。
- (6) 日本文化大観(仮称)の編集出版。

などの事業を行なうことをきめた。

昭和十二年(一九三七)、財団法人紀元二千六百年奉祝会が成立し、さきの(1)～(6)の事業の、(4)の日本万国博覧会開催以外の事業を行なうこととなった。

神武天皇の聖蹟保存は、奉祝記念事業として、もつ意味が大きい。

神武天皇の創業については、わが国最古の古典である『日本書紀』『古事記』の記載によって、事蹟をうかがうことができる。

すなわち天皇は、はじめ日向の国にいたが、海路東征の途につき、筑紫、安芸、吉備の国々を経て、年月を重ねて浪速にいたり、河内から大和に進もうとして果さず、さらに紀伊の国をまわり、難波をへて、ついに大和に入り、賊軍を平定し、わが国のもとを定めた。

しかし、その跡を地方地方についてたずねると、事は悠遠の上代に属し、かつ学術上の徴証がとぼしく、遺蹟の地点地域を確認して聖蹟を決定することはなほ困難である。

従来遺蹟の地と伝えられるところは、鹿児島、宮崎、大分、福岡、広島、岡山、大阪、和歌山、三重および奈良の各府県にわたって多数存在するが、たんに地方の口碑や一部の臆説に基づくにすぎないもの、また一つの事柄について数か所の伝説地が並立主張されているものもすくなくない。しかもその土地の現況では、あるいは荒廃し、あるいは旧状を失なうとし、たまたま地方的顕彰施設の講じられたものも、かえって妥当を欠くと思われるものが見つけられた。

このような実情では、ややもすれば聖蹟に対する国民の觀念を不分明ならしめ、またもし自然の推移に委ねるならば、將來資料の湮滅をきたし、誤伝の発生をまねくおそれもあった。神武天皇の聖蹟に関する調査研究の勃興したのは、江戸時

代を過らないであろうが、従来もっぱら一部の学者、研究家などによって試みられたに止まり、その業績については多く見るべきものがなかった。そして現代の學術の進歩をもってしても、文献その他の考証資料によって、遺蹟の地点地域を明確に指示することはけっして容易ではない。このような難事業は、整備充実した調査機関をもって、慎重な調査研究を徹底的に行なわれないかぎり、とうていその成果を期待しがたい。それは国家的事業としてのみよく実現されることである。今や紀元二千六百年を迎えるにあたり、聖蹟の全般について、基本的調査を行なうて、その所在を明らかにすることが、切実に要請されたのは当然である。

二 調査事務の委嘱（要約）

聖蹟の調査にともなう事務は、紀元二千六百年奉祝会の委嘱を受け、文部省が担当した。

三 調査施行の準備（要約）

昭和十一年九月には、文部省の宗教局長から、神武天皇聖蹟に關係があると推定された宮崎、大分、福岡、広島、岡山、大阪、奈良、和歌山、三重の各府県の知事に対し、管内所在の、保存顕彰施設をもうけるのを適当と認められる神武天皇

の聖蹟について、その場所、由緒、保存顕彰の方法などについて報告を求めた。それに答へ、関係府県から聖蹟あるいは聖蹟伝説地として報告されたものはおよそ百五十か所に達した。

これらの報告の資料などに基づき、神武天皇の聖蹟と関係遺蹟とを区分し、さらに『日本書紀』『古事記』に典拠をもつものを採って整理した結果、高千穂の宮その他の聖蹟に関するものは八十七か所、菟田の血原その他の関係遺蹟に関するものは二十三か所をかぞえた。これらを聖蹟に関する調査箇所をあらかじめ定める参考とした。

一方文部省においては、昭和十三年六月、この調査事務の委託を受けると、宗教局保存課の職員が神武天皇の聖蹟に関する各種文獻の調査、諸資料の収集などにあたり、聖蹟関係府県の調査予定箇所について、同年十一月から翌十四年三月にわたって実地の予備調査を行ない、土地の概況の観察、地方資料の採訪につとめ、調査の準備上遺漏のないことを期した。

神武天皇聖蹟調査の方針の確定を見、実地調査に着手するにあたり、昭和十四年三月聖蹟に關係のある鹿児島、宮崎、大分、福岡、広島、岡山、大阪、和歌山、三重、奈良の一府九県の主務課長（主として社寺兵事課長）および主務者を文部省に招集し、神武天皇聖蹟調査事務打ち合わせ会を開催した。調査の施行上必要な事項について打ち合わせを行ない、文部

省と密接な連絡をもち、調査に十分協力するよう要請した。ついで同年四月文部次官から、右の関係府県知事あてに通牒を發し、調査方針、調査方法などを指示し、また調査事務取りあつかいに関しては、関係各府県において実地調査に対し援助協力し、地元所在の文獻資料の収集整備につとめ、また地方的顕彰施設をみだりに実施しないことなどの諸事項について注意を促し、調査の適正円滑な進捗を期した。

四 調査実施の組織（要約）

昭和十三年十一月には、学識経験あるもの、および、関係官庁当局者をもって組織する「神武天皇聖蹟調査委員会」が設置された。

神武天皇聖蹟調査委員会は、文部大臣の諮問機関で、神武天皇聖蹟に関する重要事項を調査審議するものである。会長一人、および、委員二十五人以内をもって組織されていた。

昭和十六年四月一日に、官制の廃止をみるまでの、神武天皇聖蹟調査委員会の関係職員の名は、つぎのとおりである。

会長 三上 参次（昭和十四年六月七日死去）
東京帝国大学名誉教授、文学博士
同 筑波 藤磨（昭和十四年七月二十五日任命）
委員 歌田 千勝（内閣紀元二千六百年祝典事務局長）
同 渡部 信（図書頭、昭和十四年五月三日退任）

同	金田 才平 (図書頭、昭和十四年七月七日任命)
同	児玉 九一 (内務省神社局長、昭和十四年四月十七日退任)
同	中野与吉郎 (内務省神社局長、昭和十四年五月十五日任命、昭和十五年四月九日退任)
同	飯沼 一省 (内務省神社局長、昭和十五年五月十六日任命、昭和十五年十一月九日退任)
同	近藤 寿治 (文部省図書局長、昭和十五年四月十三日退任)
同	松尾 長造 (文部省図書局長、昭和十五年四月二十三日任命)
同	松尾 長造 (文部省宗教局長、昭和十五年四月十三日退任)
同	阿原 謙藏 (文部省宗教局長、昭和十五年四月二十三日任命)
同	阪谷 芳郎 (紀元二千六百年奉祝会副会長、昭和十五年四月二十三日任命)
同	長沼 賢海 (九州帝国大学教授)
同	栗田 元次 (広島文理科大学教授)
同	西田直二郎 (京都帝国大学教授、文学博士)
同	芝 葛盛 (図書寮編輯官兼女子学習院教授)
同	宮地 直一 (東京帝国大学教授、文学博士)
同	平泉 澄 (東京帝国大学教授、文学博士)
同	山田 孝雄 (神宮皇学館大学長、文学博士)

同	脇水鉄五郎 (昭和十四年五月二十三日任命、東京帝国大学名誉教授、理学博士)
同	佐藤 小吉 (奈良女子高等師範学校教授)
同	辻 善之助 (東京帝国大学名誉教授、文学博士)
同	荻野伸三郎 (昭和十五年三月十五日依願罷免)
同	辻村 太郎 (昭和十四年五月二十三日任命、東京帝国大学助教授)
同	中村 直勝 (第三高等学校教授、兼京都帝国大学助教授)
同	藤田 元春 (第三高等学校教授兼大阪高等学校教授)
同	国府 種徳 (昭和十四年五月二十三日任命)
同	坂本 太郎 (東京帝国大学助教授、兼史料編輯官、文学博士)
同	西村 真次 (早稲田大学教授、文学博士)
同	武若時一郎 (内閣紀元二千六百年祝典事務局書記官、昭和十五年十一月九日退任)
同	朝比奈策太郎 (昭和十四年四月二十一日退任、文部大臣官房文書課長)
同	関口 勲 (昭和十四年五月十五日任命、昭和十四年九月二十八日退任、文部大臣官房文書課長)
同	宮崎 謙太 (昭和十四年九月二十八日任命、文部大臣官房文書課長)

同 青戸 精一（文部省宗教局保存課長）

同 黒板 昌夫（文部省史蹟考古官）

書記 武井 貞賢（文部属）

同 中本 滝雄（文部属、昭和十四年九月六日退任）

同 七戸 吉三（文部属、昭和十四年九月六日任命）

五 調査実施の基準（要約）

この調査施行上の基準とした要項をかげ、それに解説を加える。

一、調査方針

『日本書紀』『古事記』に記載のある事項について聖蹟の調査をする。

これは神武天皇聖蹟調査の基本方針として、調査すべきものの範囲を決定したものである。すなわち聖蹟に関する事項、地名などは古来種々の文献に記載されているが、この調査では、わが国上代史に関するもっとも根本的資料である『日本書紀』『古事記』の両古典の記載事項を典拠として、調査すべき神武天皇聖蹟の範囲を決定することを適当と認めた。そして本調査で調査すべき聖蹟とは、天皇みずから行動した遺蹟

であって、関係遺蹟、すなわち天皇の事蹟に関係はあるがみずからの行動の遺蹟ではないものについては、本調査の直接の目的としなかった。

右の調査方針に基づいてあらかじめ調査すべき神武天皇聖蹟を予定することは、本調査施行上の基準として重要である。

昭和十四年五月神武天皇聖蹟調査委員会第二回総会に諮問の上、『日本書紀』『古事記』に典拠をもつ聖蹟として、左のとおり神武天皇三十六件を調査すべきものと決定した。

なお神武天皇関係遺蹟として後掲の十八件は、『日本書紀』『古事記』には記載されているが、いずれも聖蹟とは認めがたいものとした。

神武天皇聖蹟

- 一、高千穂宮（『古事記』）
- 一、速吸之門（『日本書紀』）
- 一、菟狹（『日本書紀』）
- 一、一柱廣宮（『日本書紀』）
- 一、崗水門（『日本書紀』）
- 一、岡田宮（『古事記』）
- 一、埃宮（『日本書紀』）
- 一、多祁理宮（『古事記』）
- 一、高嶋宮（『日本書紀』『古事記』）
- 一、速吸門（『古事記』）
- 一、宇沙（『古事記』）
- 一、足一腕宮（『古事記』）

- 一、難波之崎（『日本書紀』） 波速之渡（『古事記』）
- 一、青雲白肩之津（『日本書紀』） 青雲之白肩津（『古事記』）
- 一、葵津（『日本書紀』）『古事記』
- 一、孔舍衛坂（『日本書紀』）
- 一、血沼海（『古事記』）
- 一、雄水門（『日本書紀』） 男水門（『古事記』）
- 一、龜山（『日本書紀』）『古事記』
- 一、名草邑（『日本書紀』）
- 一、狹野（『日本書紀』）
- 一、熊野神邑（『日本書紀』） 熊野村（『古事記』）
- 一、天磐盾（『日本書紀』）
- 一、熊野荒坂津またの名曰、敷浦（『日本書紀』）
- 一、菟田穿邑（『日本書紀』） 宇施之穿（『古事記』）
- 一、吉野（『日本書紀』）『古事記』
- 一、菟田高倉山（『日本書紀』）
- 一、丹生川上（『日本書紀』）
- 一、菟田川之朝原（『日本書紀』）
- 一、丹生之川（『日本書紀』）
- 一、国見丘（『日本書紀』）
- 一、忍坂邑（『日本書紀』） 忍坂大室（『古事記』）
- 一、鳥見（『日本書紀』）
- 一、磐余邑（『日本書紀』）
- 一、檀原宮（『日本書紀』） 欽火之白檀原宮（『古事記』）

- 一、鳥見山中（『日本書紀』）
 - 一、腋上噓間丘（『日本書紀』）
 - 一、高佐土野（『古事記』）
 - 一、狹井河之上（『古事記』）
- （參考）
- 神武天皇関係遺蹟
- 一、竜田（『日本書紀』）
 - 一、胆駒山（『日本書紀』）
 - 一、熊野山（『古事記』）
 - 一、菟田血原（『日本書紀』） 宇施之血原（『古事記』）
 - 一、于イ能多伽機（『日本書紀』） 宇施能多加紀（『古事記』）
 - 一、墨坂（『日本書紀』）
 - 一、忍坂道（『日本書紀』）
 - 一、菟田川（『日本書紀』）
 - 一、伊那能夜麻（『日本書紀』） 伊那能夜麻（『古事記』）
 - 一、波修丘岬（『日本書紀』）
 - 一、和山坂下（『日本書紀』）
 - 一、膳見長柄丘岬（『日本書紀』）
 - 一、葛城（『日本書紀』）
 - 一、築坂邑（『日本書紀』）
 - 一、來目邑（『日本書紀』）
 - 一、猛田邑（『日本書紀』）

- 一、城田（『日本書紀』）
二、壇安（『日本書紀』）

二、調査方法

- (4) 文部省職員が『日本書紀』『古事記』その他古文獻、研究論考、地方資料などについて文獻調査をする。
(5) 文部省職員が必要と認められる箇所について実地調査をし、資料、写真および地図などを整備する。
(6) 文部省職員の調査の結果重要と認められる箇所について、神武天皇聖蹟調査委員会が実地調査をし、その結果を報告する。
(7) 実地調査終了後、神武天皇聖蹟調査委員会に提出すべき事項を決定する。

右によれば、文部省職員が文獻調査を行ない、さらに必要とされる箇所について、実地調査をし、その結果に基づき、重要な箇所については神武天皇聖蹟調査委員会が実地調査をする。以上の結果を総合して、聖蹟の決定などに関する成案をえたのち、これを文部大臣から神武天皇聖蹟調査委員会に諮問するという慎重な方法をとることとした。





地図9 「朱」関連地名(『古事記』による神武天皇軍の進軍経路は、「熊野」→「吉野河の河尻、阿陀」→「吉野(井氷鹿)」→「国東」→「宇陀の穿」。
『日本書紀』による神武天皇軍の進軍経路は、「熊野」→「竜田の穿の邑」→「吉野(井光)」→「国権」→「阿太」)

10、北原白秋の「海道東征」

(1)最晩年の長編詩

- ・昭和12年(1937) 52歳のとき糖尿病および腎臓病の合併症のために眼底出血を引き起こし、視力はほとんど失われたが、さらに歌作に没頭する。



晩年、糖尿病と腎臓病のため、目を痛めた白秋

- ・昭和13年(1938) 53歳のときヒトラーユーゲントの来日に際し「万歳 ヒットラー・ユーゲント」を作詞する。
- ・昭和15年(1940) 55歳のとき皇紀2600年記念の一環として、日本文化中央聯盟の委嘱で交声曲「海道東征」(信時潔作曲)の作詩にあたる。
- ・昭和17年(1942) 57歳11月2日、糖尿病と腎臓病のため阿佐ヶ谷の自宅で逝去。墓所は多磨霊園(東京都府中市)にある。

第一章 高千穂

○男聲(独唱並びに合唱)

男 高 千 穂 皇 祖 神 坐 し き 蒼 空 と 共 に 高 く 身 坐 し き 皇 祖

神坐しき、蒼空と共に高く、身坐しき、皇祖。

皇 祖 遙 かな り 我 が 中 空 窮 み 無 し 皇 産 靈 い ざ 仰 げ 世 の こ と こ と 天 なる や 崇 ぎ

遙かなり我が中空、窮み無し皇産靈、いざ仰げ世のことごと、天なるや崇ぎ
み生を。

皇 祖 國 成 り き 綿 津 見 の 潮 と 稚 ぐ 凝 り 成 し き この 國 土

國成りき、綿津見の潮と稚ぐ、凝り成しき、この國土。

皇 祖 遙 かな り 我 が 國 生 お ぎ ろ な し 天 の 瓊 鉾 い ざ 聴 け よ そ の こ を る に 大 八 洲

遙かなり我が國生、おぎろなし天の瓊鉾、いざ聴けよそのこをるに、大八洲
騰るとよみを。

皇 祖 皇 統 や 天 照 ら す 神 の 御 裔 代 々 坐 し き 日 向 す で に

皇統や、天照らす神の御裔、代々坐しき、日向すでに。

皇 祖 遙 かな り 我 が 高 千 穂 か ぎ り な し 千 重 の 波 折 い ざ 祝 げ よ 日 の 直 射 す 海 山

遙かなり我が高千穂、かぎりなし千重の波折、いざ祝げよ日の直射す 海山
のい照る宮居を。

神 ち い は あ き み づ ほ こく すめでに とよあしほら
神坐しき、千五百秋瑞穂の國、皇國ぞ豊葦原。

はる はつぐに 更は 安しあは わざ 光宅 光宅らしは
瀬かなり我が肇國 弱み無し天つみ業、いざ征たせ早や東へ、光宅らせ王澤
を。



結団式に臨んだ(左から)年越さん、岡田さん、平さん

2021年九響と演奏会 柳川

また、式に出席した金子健次市長は、合唱が披露される20年12月開催の柳川市民文化会館について、ホッ

結成された合唱団は、市内の合唱団員と公募による計170人で構成。結団式には団員や指揮者を務める岡田茂夫さん、実行委員会の立花民雄会長らが出席した。岡田氏朗作の合唱組曲「筑後川」などでもタクトを振る岡田さんは「『筑後川』が歌い継がれているように柳川で花を咲かせよう」と呼びかけた。

「海道東征」は1940年、白秋が皇紀2600年の奉祝のために作詩。「海ゆかば」などで知られる岡田が、オーケストラと合唱で上演する交響曲として作曲した。

「海道東征」合唱団が結成

柳川市出身の北原白秋が作詩した交響曲「海道東征」の合唱団の結団式が23日、同市の柳川総合保健福祉センターで開かれた。2021年2月7日、九州交響楽団とともに同市で初となる演奏会に臨む。

ル名を「白秋ホール」とする考えを明らかにした。合唱団は一般約30人、中高校生約40人の団員を募集。8月31日から2回、土、日曜に市立図書館などで約50回練習する。指揮は八女混声合唱団指揮者の牛嶋茂哉さんとピアノニストの

平澤さん。500万円を目標に協賛金(1口2000円から)も募っている。合唱団の申し込みは平さん(0944・63・6123)、協賛金の問い合わせは北原白秋生家・記念館(0944・73・8940)へ。